

久喜市教育委員会令和８年８月定例会

開催月日 令和８年８月２４日（月曜日）
開催場所 鷲宮行政センター３階 庁議室１・２
開会時刻 午後１時３０分
閉会時刻 午後２時０３分

久喜市教育委員会令和８年８月定例会議事日程

- 第 １ 署名委員の指名
 - 第 ２ 前回会議録の承認
 - 第 ３ 教育長報告
 - ア 久喜市議会令和８年７月臨時会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
 - イ 令和８年度久喜市一般会計補正予算（第５号）（案）に係る意見聴取について
 - ウ 器物破損事故における専決処分について
 - エ 債権の放棄について
 - オ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - カ 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について
 - 第 ４ 議事
 - 議案第５０号 久喜市社会教育委員の委嘱について
〔追加項目〕
 - 議案第５１号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - 第 ５ その他
- 配布資料 議案書、追加議案書、教育長報告
- 会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 坂 東 勝 則
教育副部長 木 村 明 信
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二
参事兼指導課長 川 島 尚 之
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校給食課長 佐 藤 純 子
公民館事業推進室長 田 中 正 行

教育総務課

課長補佐兼係長 相 園 浩 一
主任 宮 道 未 央

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。今年は、災害の多い夏になったようでございます。先月、7月28日には最大震度7を記録する熊本地震が発生し、多くの尊い人命が失われ、家屋の倒壊などにより避難生活を余儀なくされている方が大勢いらっしゃいます。また、8月13日から翌日にかけての千葉豪雨は記録的な大雨となり、ここでも亡くなられた方がおり、床上浸水、床下浸水の被害を受けた家屋も多数ございます。被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願うばかりでございます。災害の多い昨今ですので、十分な備えといざというときの対応が的確にできるよう、先週の校長会でも改めて要請をしたところでございます。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和8年8月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案1件、教育長報告6件の審議、報告を予定しておりましたが、議案1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号を本日の日程に追加し、併せてご審議をいただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告イからエについては審議・検討等情報を含む案件であること、教育長報告オ及びカ並びに議案第50号及び議案第51号については人事案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イからカ並びに議案第50号及び議案第51号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長に

において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任にお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和8年7月27日に開催いたしました令和8年7月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからカの6件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会令和8年7月臨時会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（坂東勝則） 教育長報告ア、久喜市議会令和8年7月臨時会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料、3ページを御覧ください。令和8年7月24日開催の7月臨時会議へ上程された議案のうち、教育委員会に係る議案は記載の1件でございまして、同日に原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イからカ並びに議案第50号及び議案第51号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせてい

たきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時34分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取についてでございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告イ、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和8年9月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、8月12日付で市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算（案）についてご説明いたします。

別冊資料の令和8年度久喜市一般会計補正予算（第5号）を御覧ください。

初めに、今回の補正予算のうち職員給与費及び会計年度任用職員給与費の補正についてでございます。職員給与費は、4月の人事異動に伴う調整等によるもの、会計年度任用職員の給与費は、4月以降の採用者がおおむね確定したことに伴い、人事課において実際の職員配置に合わせて再度見積りをした結果を反映したものでございまして、給料、報酬、職員手当、共済費等に増額もしくは減額の補正が生じるものでございます。こちらにつきましては、個別の説明を省略させていただきます。

それでは、補正予算（案）の内容につきまして、担当課長からご説明申し上げます。

初めに、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。債務負担行為補正でございます。表の上から3番目、菖蒲中学校スクールバス運行業務委託7,006万9,000円の追加でございます。5年契約となっている現在の業務委託が今年度末をもって終了となることから、新たな契約を行うため債務負担行為の設定をするものでございます。

続きまして、4番目、江面小学校スクールバス乗降管理システム運用管理業務委託234

万 7,000 円の追加でございます。この内容につきましては、スクールバス利用児童のスクールバス乗降情報を管理するシステムを導入するため債務負担行為を設定するものでございます。

以上が教育総務課所管分の内容でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 学校施設課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳出でございます。予算書の 56 ページを御覧ください。3 項中学校費、1 目学校管理費、事業名 2、中学校維持管理事業、補正額 651 万 7,000 円の増額でございます。内容といたしましては、生徒用机・椅子、教卓などの消耗品費及び備品購入費、建築物衛生法に基づく、久喜中学校の環境衛生管理業務委託料、樹木の伐採業務委託料でございます。

続きまして、58 ページ、4 項義務教育学校費、1 目学校管理費、事業名 2、義務教育学校維持管理事業、補正額 104 万 9,000 円の増額でございます。内容といたしましては、建築物衛生法に基づく鷺宮西小中学校の環境衛生管理業務委託料でございます。

続きまして、5 項学校施設整備費、1 目学校営繕費、事業名 1、学校施設営繕事業、補正額 6 億 5,758 万 3,000 円の増額でございます。内容といたしましては、久喜小学校ほか 9 校の屋上防水改修の監理業務委託料及び工事請負費の前金払い分、菖蒲東小学校ほか 2 校の屋内運動場床改修の監理業務委託料及び工事請負費、江面小学校ほか 3 校の給水設備改修の監理業務委託料及び工事請負費の前金払い分でございます。屋上防水改修工事及び給水設備改修工事につきましては、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて実施を予定しておりまして、前金払いの請求がなかった場合は、令和 9 年度に繰り越さなくてはならないため、5 ページにございますとおり、繰越明許費を補正しております。

また、残高につきましては、6 ページから 8 ページにございますとおり、令和 9 年度分として債務負担行為の補正をしてございます。

続きまして、60 ページ、事業名 2、学校施設大規模改造事業でございます。こちらは、国庫補助金の内示に伴い、財源の内訳を見直すものでございまして、予算額の増減はございません。

次に、歳入でございます。ページ戻りまして 18 ページを御覧ください。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、3 節学校施設整備費補助金、補正額 4,210 万 2,000 円の増額でございます。こちらは、小中学校 3 校の屋内運動場の床改修、栗橋西中学校の大規模改造、鷺宮西小中学校の既存校舎の改修に対する国庫補助金の内示に伴い補正するものでございます。

以上が学校施設課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 続きまして、学校給食課所管分についてご説明いたします。

初めに、歳出でございます。予算書の 64 ページをお開きください。8 項保健体育費、

2 目学校給食費、学校給食運営事業、補正額 672 万 8,000 円の増額でございます。こちらは、11 月以降の主食や一般物資の価格について試算したところ、物価高騰の影響により現予算に不足のおそれが生じたことから、賄材料費を計上したものでございます。

次に、歳入でございます。予算書の 22 ページをお開きください。20 款諸収入、5 項雑入、1 目学校給食費収入、1 節学校給食費収入、1 細節学校給食費徴収金（現年度分）72 万 5,000 円の増額でございます。歳出の賄材料費のうち教職員及び学校給食センター等職員分の徴収金を増額しております。

以上が学校給食課所管分の概要になります。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 指導課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳出でございます。28 ページを御覧ください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、6、総合事務組合負担金事業、補正額 7,000 円の増でございます。任用者が決定したことに基づき、任用者の給与に合わせて掛金を増額するものでございます。

少し飛びまして、56 ページを御覧ください。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、12、任期付市費負担教職員任用事業、補正額 43 万 9,000 円の減でございます。こちらにも任用者が決定したことに基づき、任用者に合わせ手当等を減額するものでございます。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、17、部活動地域移行推進事業、補正額 53 万 5,000 円の増でございます。令和 9 年度までに休日の部活動が全て地域に展開することを目指しており、設立の見通しが立った段階から速やかに活動を開始できるようにするため、参加生徒並びに指導者の活動保険料を増額するものでございます。

続いて、58 ページを御覧ください。10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額 154 万 5,000 円の増でございます。令和 9 年 4 月から、中学校 2 校で学級数が増加になることから、大型提示装置及びアクセスポイントを増設するため、備品購入及び業務委託に関する費用を増額するものでございます。

続いて、歳入でございます。戻りまして、18 ページを御覧ください。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金、5、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）、補正額 12 万 1,000 円の増でございます。当初予算計上後に医療的ケアを要する児童の入学が決定したため、教育活動看護支援員を増員したものであるものです。

続いて、20 ページを御覧ください。15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、1 節教育総務費補助金、4、部活動指導員活用事業補助金、補正額 656 万 1,000 円の減でございます。部活動指導員活用事業補助金が地方スポーツ振興費補助金に、同じ部活動指導員活用事業補助金（文化部分）が文化芸術振興費補助金に統合されたことに伴う歳入科目の変更でございます。

15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、1 節教育総務費補助金、6、地方

スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業）、補正額 2,025 万 8,000 円の増でございます。先ほどの部活動指導員活用事業補助金及び地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金が、この地方スポーツ振興費補助金に統合されたことに伴う歳入科目の変更でございます。

15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、1 節教育総務費補助金、7、文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業）、補正額 458 万 4,000 円の増でございます。こちらも部活動指導員活用事業補助金（文化部活動）及び文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）委託金が、この文化芸術振興費補助金に統合されたことに伴う歳入科目の変更でございます。

15 款県支出金、3 項委託金、6 目教育費委託金、1 節教育総務費委託金、1、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金、補正額 1,500 万 9,000 円の減でございます。先ほどのとおり、地方スポーツ振興費補助金に統合されたことに伴う歳入科目の変更でございます。

15 款県支出金、3 項委託金、6 目教育費委託金、1 節教育総務費委託金、2、文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）委託金、補正額 327 万 2,000 円の減でございます。こちらも同様に、文化芸術振興費補助金に統合されたことに伴う歳入科目の変更でございます。

指導課所管分は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 歳入の 20 ページ、21 ページの、今指導課長からご説明いただいた関係の中学校部活動の地域展開についてなのですけれども、今までの委託金が補助金に統合されたということですよね。そうしますと、補助金という点からも、今度は事業主体が市のほうになってくると理解するのですが、そうした場合、本事業についての考え方ですか、何か変更点というのはあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） おっしゃるとおり、昨年度までは県の実証事業に参加をする形で取り組んでおりました。今年度からは、各市町村が主体の取組みに、建前上はなっております。その方針につきましては、昨年度までの実証事業を引き継いで現在は実施しておりますが、改めて、久喜市としてどういった方針であったり、制度が必要かというところであったりを、現在会議を立ち上げて検討している段階でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 検討中とのことですが、補助金という性質上、将来的に縮小されたり、あるいは廃止になったりとか、そういったこともあるかと思うのですが、この事業については、やはり継続していかなければならないと思います。その場合の財政上の負担、特に保護者負担について現時点でどのように考えているかお聞かせいただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） おっしゃるとおり、受益者負担についても検討していく必要があるものと考えております。昨年度の12月に国から、この保護者の負担額について目安が示されております。この目安が1,000円から3,000円というような幅で示されております。では、実際、久喜市ではどうしていくかということについて、活動人数と指導者の人数によって、各地域クラブで必要となる経費に差が出てまいります。そういった差を読み込んだ上で、幾らに設定するのがよいのかということ、今まさに先ほどの会議の中で議論しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 令和9年度中に全ての部活動が地域展開するという目標を立てていらっしゃるわけですが、現在のその検討というのはいつ頃をめどに結論を出す予定なのか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 令和8年度中に取りまとめ、令和9年度には実施できるようにしてまいりたいと考えております。

○委員（渋谷克美） はい、分かりました。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、器物破損事故における専決処分についてでございます。

報告の内容につきましては、学校給食課長よりご説明いたします。

学校給食課長。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○学校給食課長（佐藤純子） 教育長報告ウ、器物破損事故における専決処分についてご説明いたします。

教育長報告4ページを御覧ください。内容につきましては、自動車事故による損害賠償の額を定めるものについて専決処分をしたため、報告させていただくものでございます。

事故の内容でございますが、令和8年7月2日午後2時30分頃、久喜市菖蒲町菖蒲428の三差路の交差点において、職員が運転する公用車と一時停止標識が接触し、標識のポール及び基礎部分を破損させたものでございます。損害物が道路標識であり、早急な補修が必要であることから8月10日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、全額、損害賠償責任保険で対応したところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありますので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 次に、エ、債権の放棄についてでございます。

報告の内容につきましては、学校給食課長よりご説明いたします。

学校給食課長。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○学校給食課長（佐藤純子） 教育長報告エ、債権放棄についてご説明いたします。

教育長報告5ページを御覧ください。内容につきましては、久喜市債権管理条例に基づき、学校給食費徴収金（滞納繰越分）の債権放棄を行ったものでございます。債権放棄の概要でございますが、債権者3名に対し、債権額55万7,815円を放棄したものでございます。これまで再三にわたって納付を求めてまいりましたが、資財がないことを理由に履行されたことはなく、本人からの同意を得て調査したところ、うち2人については生活保護受給中であること、また、1人は生計維持者が生活保護受給者に準ずる状態であることが判明したため、債権放棄を行ったものでございます。

学校給食課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回のこの債権放棄ですけれども、人数は3人ということですか。該当する年度は、何年度なのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 1人は令和元年に発生した債権、もう1人は令和2年、5年に発生した債権、もう一方は平成27年から令和4年分の債権放棄ということになっております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回その根拠となっております条例の第16条第1項第1号の生活保護受給者、あるいは、それに準ずる方ということですから、その理由のほかに、今後の履行の見込みがないということをどのように確認したのか、また、具体的にどのような回収努力をされたのか、お聞かせいただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 今まで行ってきた債権の回収につきましては、過年度について、まず、督促状を年2回出しておりまして、それで、再三連絡が取れないところについては家庭訪問ですとか、電話連絡、それから、約束ができた方については児童手当での納付も可能ですので、そういったことをご案内して、なるべく納付していただくよう努めてまいりました。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今回その対象となった方についても、電話ですとか、自宅訪問されたという理解でよろしいわけですか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（佐藤純子） はい、おっしゃるとおりです。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 オ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、オ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についてでございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 カ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、カ、久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱についてでございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第50号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第50号を上程し、これを議題といたします。
議案書の3ページを御覧ください。議案第50号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

次の議案第51号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 1時59分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 51 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 51 号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 51 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 01 分 休 憩

午後 2 時 02 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 02 分 休 憩

午後 2 時 02 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 8 年 9 月 30 日水曜日、午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階 庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 9 月 30 日水曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階 庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午後 2 時 03 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 8 年 8 月定例会を閉議、閉

会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年9月30日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾